

就業者負担軽減支援金を軸とする社会保障・所得税の一体改革 ～中低所得者の負担軽減と勤労意欲の向上に向けて～

公益社団法人 経済同友会
財政・金融・社会保障委員会

2026年10月

課題認識

- 政府は9月15日に「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」を閣議決定。
- 本会は長年にわたって「給付付き税額控除」の創設を提言しており、この方針を歓迎。国民生活の安定のみならず、就労促進による労働供給制約の緩和、中低所得者の手取り増による消費活性化、子どもを持つ希望の実現支援を通じて**経済成長**にも資する。**中低所得者の負担を社会全体で支えるこの取組みを「共助成長社会」の実現につなげていくことが重要。**
- しかし、大綱には今後の検討事項も数多く残されており、支援が必要な方に効率的かつ重点的に届く仕組みの構築は道半ば。特に**「財源」・「実施主体」・「所得捕捉精度の向上」**について課題がある。
- 本来、財源は税・財政・社会保障の全体像の中で検討すべきであるが、財政の持続可能性と市場の信認を確保するため、就業者負担軽減支援金の財源確保策を先送りすることはできない。このため、**政策目的を踏まえた所得税改革を中心に、恒久財源の確保策を先行して検討。**

本提言の全体像

- 「財源」・「実施主体」・「所得捕捉精度の向上」の3点を中心に、**就業者負担軽減支援金を軸とする社会保障・所得税の一体改革**について考え方を示す。
- 一般に給付付き税額控除は、所得税から一定額を控除し、控除しきれない分を現金給付する仕組み。一方、本会は現在の技術で実現可能な最も効率的な制度とする観点から、新たな支援は**給付に一本化**することが適当。その上で、**就業者負担軽減支援金の導入、再分配・就労促進に資する所得税改革、関連する社会保障制度改革を三位一体で実施**することを提案。
- これにより、**中低所得者の負担軽減と勤労意欲の向上**を図り、**純負担率の構造を適正化**。

就業者負担軽減支援金の導入

働くほど手取りが増える形

(対象者：勤労収入があり税・社会保険料を負担している中低所得者)

+

再分配・就労促進に資する所得税改革

所得控除から税額控除への移行
(基礎控除・扶養控除)

金融所得課税の強化

配偶者控除等の廃止

+

関連する社会保障制度改革

基礎年金改革

第3号被保険者制度の廃止

中低所得者の負担軽減
(所得再分配機能の強化)

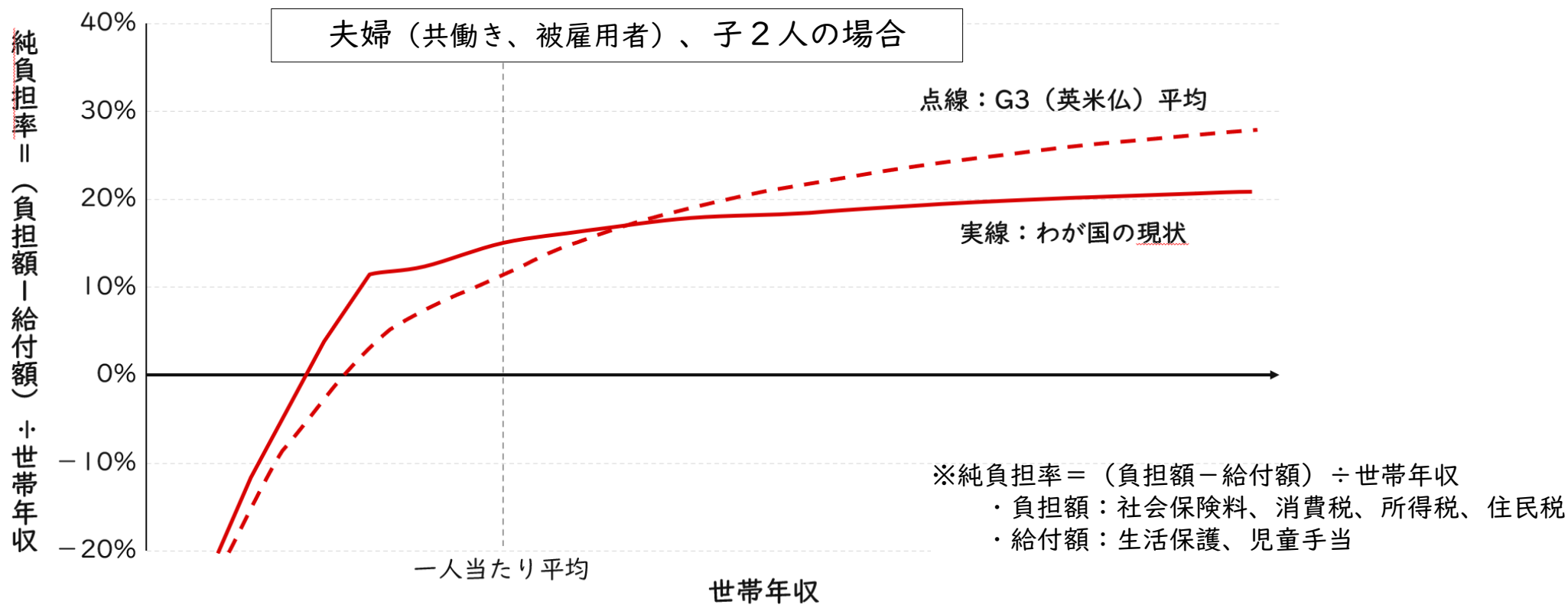
勤労意欲の向上

純負担率の適正化

1. はじめに

純負担率の適正化

- 主要国と比べて、低所得層では高く、高所得層では低い我が国の純負担率の構造を適正化



2. 三位一体改革にあたっての基本的な考え方

- 就業者負担軽減支援金の導入、再分配・就労促進に資する所得税改革、関連する社会保障制度改革を一体で検討するにあたっては、以下の6つの基本的な考え方に基づき、制度設計を行うべき

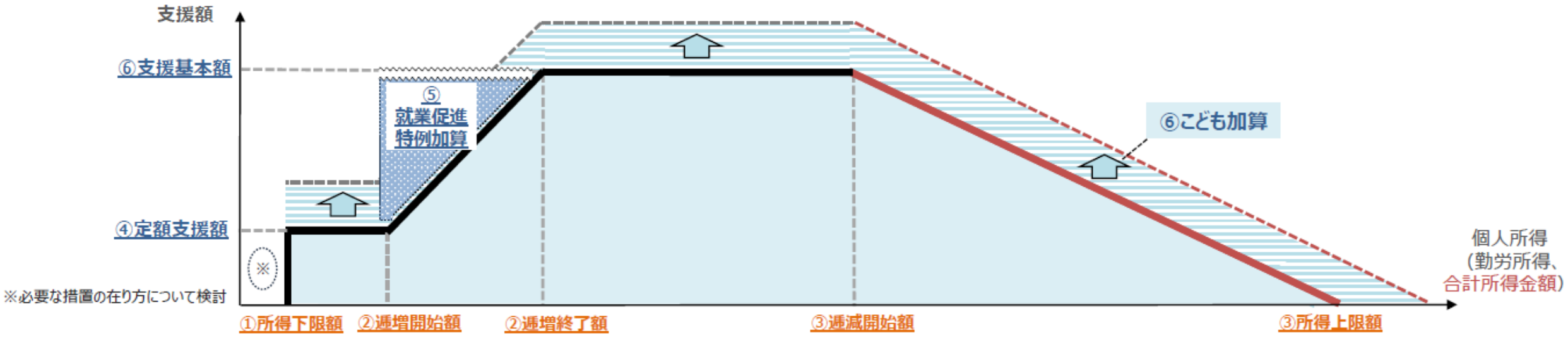
基本的な考え方	趣旨
① 所得再分配機能を強化する	中低所得者の負担を軽減する支援金の導入と、負担能力に応じた課税を進める所得税改革を一体で実施し、所得再分配機能を強化する
② シンプルな制度にする	制度をできる限りシンプルにし、国民が理解しやすい仕組みとする
③ 公平・中立な制度にする	就業形態や所得の種類等によって不合理な差が生じることのない制度とし、給付と負担の両面で公平性を確保する
④ 働くほど手取りが増える制度にする	所得の増加に伴う手取りの変化をなだらかにするとともに、既存制度の就労調整要因も見直す
⑤ 持続可能な制度にする	数兆円規模となる就業者負担軽減支援金について、恒久財源を確保する
⑥ デジタル技術を活用し、ミニマムな事務コストで運営する	デジタル技術を最大限活用し、国・地方自治体、企業、国民に生じる事務負担を最小化する

3. 大綱における3つの課題と本会の考え方

課題	大綱	本会の考え
① 財源	特例公債に頼らない方針は示されているものの、所要額も財源も一切示されていない。	【スライド8・9参照】
② 実施主体	認定、支給、支払等は市町村が法定受託事務として処理	実施主体は国（ただし、2027～2028年度は暫定的に市町村）。 - 所得情報等を基に、対象者・支援額を全国共通のルールで機械的に判定する仕組みが想定されていることを踏まえれば、国が一貫して事務を担うことで、人的リソースが限られる自治体に事務を分散させず、事務の重複や行政コストを抑制。デジタル技術の進展により、こうした一元運用が可能に。 - 新型コロナ時の経験を踏まえ、平時から国が直接給付できる基盤を整備し、有事にも迅速な給付を実現。
③ 所得捕捉精度の向上	- 定額支援が残る背景にある、非課税ライン以下の所得を十分に把握できないという課題への対応策が示されていない - 金融所得、利子所得、資産の勘案等について、結論を得る目標時期が明らかにされていない	- 就業形態や所得の種類等に関わらず公平な制度とすることが必要。こうした課題を残したまま制度を固定化すべきではない。 目標時期を明確に定め、金融所得等の勘案等について結論を得るとともに、支援額の判定に必要な所得の捕捉精度を段階的に高めるべき - 具体的には、自営業者の所得をより正確に把握する仕組み（取引・決済情報等の第三者情報との照合など）や、働き方の多様化を踏まえ、マイナンバーを活用し、複数のプラットフォームがスポットワーカーに支払う報酬データを名寄せする仕組みを検討。

3. 大綱における3つの課題と本会の考え方

(参考) 飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱における支援金のイメージ



①所得下限額	一定の勤労所得がある者を対象とする基準
②逡増開始額／逡増終了額	より働けば支援額も増加する範囲の基準
③逡減開始額／所得上限額	支援額を逡減・消失させるための合計所得金額の基準
④定額支援額	非課税ライン以下の所得把握には執行上の課題があり、給付額を逡増させると誤支給につながる可能性があるため、定額を支給
⑤就業促進特例加算	「年収の壁」が解消するまでの時限的な措置として、「年収の壁」に配慮した一定の加算
⑥支援基本額／こども加算	こども加算：19歳未満の居住者である扶養親族の数に応じた加算

3. 大綱における3つの課題と本会の考え方

課題①：財源 ※所要額：1.7兆円程度

【想定スキーム・所要額】 ※対象者数の試算にあたっては「令和4年就業構造基本調査」を利用

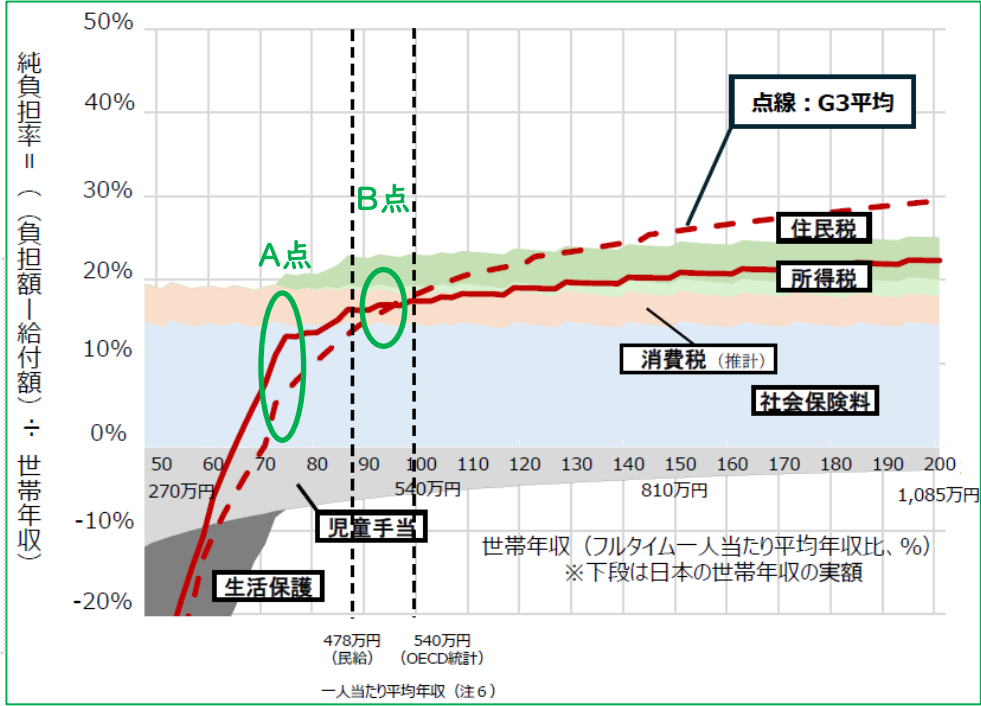
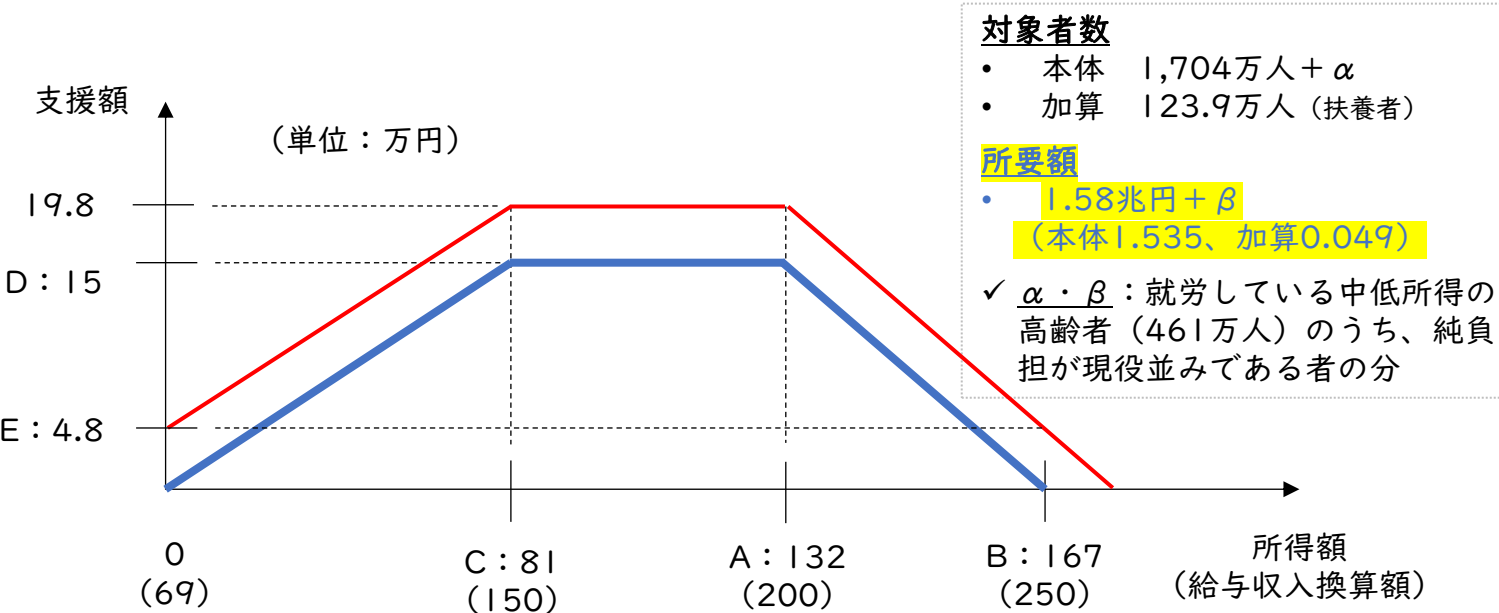
- 純負担率が特に高い中低所得の子育て世帯（夫婦（共働き、被雇用者）、子2人）を念頭に支援の形を検討
- G3平均との純負担率差が最大となる世帯年収約400万円（一人当たり年収約200万円）までの中低所得層を重点的に支援（純負担率差：約5%、世帯当たり約20万円）

<子育て世帯（夫婦（共働き、被雇用者）、子2人）の扶養者に対する支援の形（最終形）> <子育て世帯（夫婦（共働き、被雇用者）、子2人）の純負担率>

本体

こども加算

- A：G3平均との純負担率差が最大となっている一人当たり年収
- B：G3平均との純負担率差が消失する一人当たり年収
- C・D：所得が多い者がBの場合でも、少ない者への給付でG3平均との純負担差額（世帯当たり約20万円）を補てんできる水準
- E：児童手当（3歳以上、第1子・第2子）の2割に相当する額



(出所：社会保障国民会議資料を経済同友会が一部加工)

3. 大綱における3つの課題と本会の考え方

【財源確保にあたっての考え方】 ※所要額：1.7兆円程度

- 財源確保を先送りしたまま制度創設だけを決めるべきではない
 - 財政の持続可能性と市場の信認を維持するためにも、法案審議と合わせて財源確保の道筋を示すべき
 - 単に確保しやすい財源を求めるのではなく、**就業者負担軽減支援金の政策目的と整合的な形で財源を確保**すべき
- ① まずは**徹底した歳出入改革**
※**医療・介護の適正化**に伴う財源は、従事者の処遇改善など当該分野の充実に活用
- ② その上で再分配・就労促進に資する**所得税改革**
※**消費税**は、基礎年金の税負担割合の引上げをはじめとする他の社会保障制度の充実に活用（将来的に支援金の財源とすることを否定するものではない）
※**企業**は、持続的な賃上げや被保険者の適用拡大に伴う社会保険料負担を通じて社会保障を支える。なお、日本の成長戦略や安定的な経済基盤の確保など、政策目的と整合性のある応分の負担については、国際競争の視点を勘案しつつ、法人増税を否定するものではない。

項目	内容	確保額（国税）	
歳出入改革	• EBPMの観点から効果の乏しい租税特別措置・補助金の縮小・廃止 ➢ 中小企業向け賃上げ促進税制の廃止	0.33兆円	
所得税改革	• 配偶者控除・配偶者特別控除の廃止	0.45兆円	1.37兆円
	• 所得控除から税額控除に変更（現行の所得控除額の10%） ➢ 基礎控除：所得控除99・62・48・32・16万円（※令和10年分以後の額） → 税額控除9.9・6.2・4.8・3.2・1.6万円	0.41兆円	
	➢ 扶養控除：所得控除38・63・48・58万円 → 税額控除3.8・6.3・4.8・5.8万円	0.13兆円	
	• 金融所得課税強化（利子、配当、株式等譲渡益の課税率：15→17.25%）※NISA除く	0.38兆円	

※金融所得課税強化については、現行税率下でも一定の増収は見込まれることから、
経済動向や税率変更による投資行動の変化を織り込んだ上で、税率引上げの要否等を検討することが望ましい。

計 1.70兆円

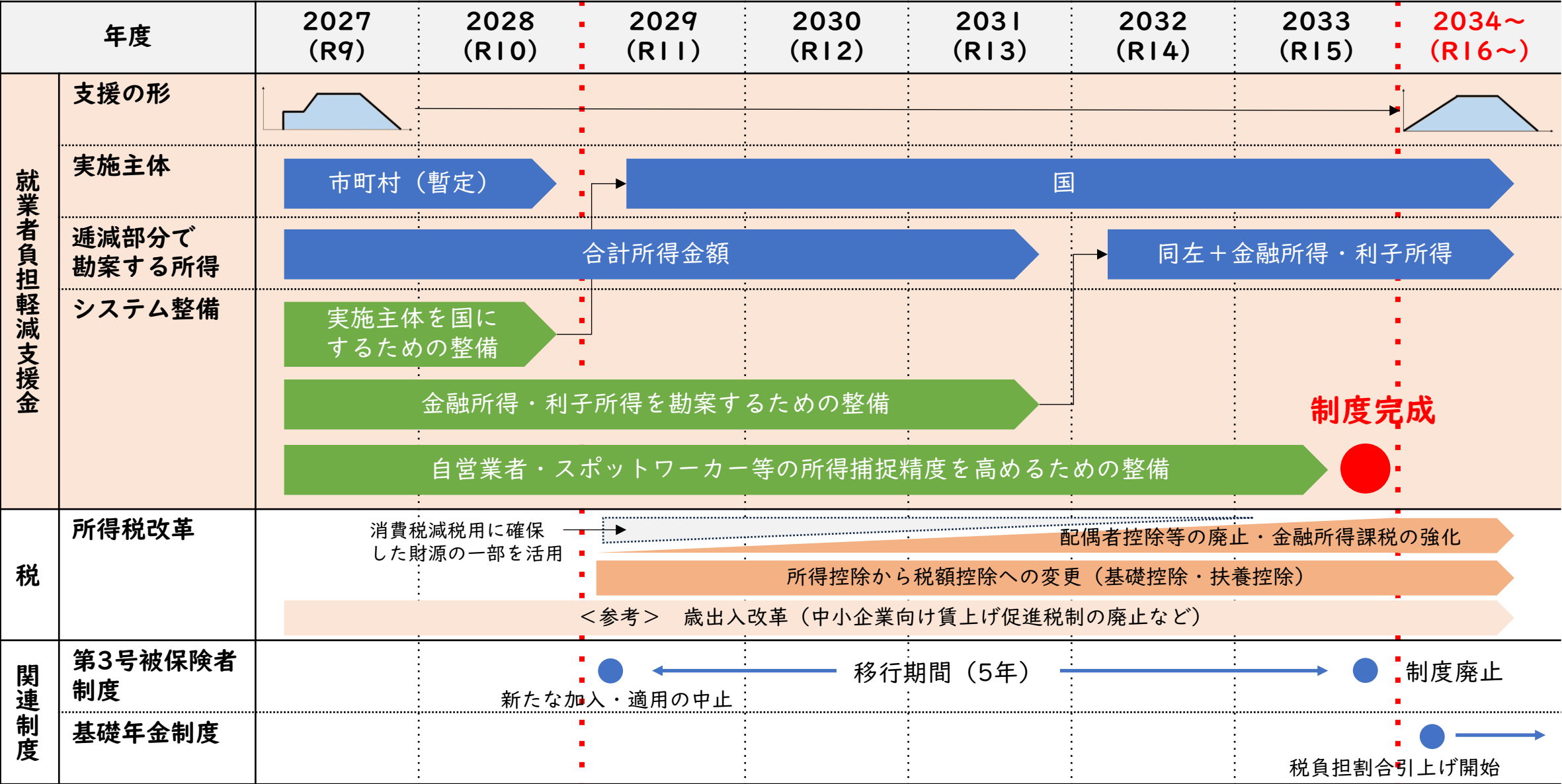
4. 就業者負担軽減支援金の導入形と最終形

※青字は、大綱（2026年9月15日閣議決定）と考え方が異なる箇所

主な論点	導入形	最終形
目的	- 中低所得者の負担軽減 - 勤労意欲の向上	同左
対象者	勤労収入があり税・社会保険料を負担している中低所得者（個人単位、単身者や純負担が現役並みの就労高齢者を含む）	同左
支援の形	一定の所得に達するまで勤労性所得の増加に伴い支援額が逡増し、その後は一定額を給付、一定の所得を超えたら総所得に応じて支援額が逡減 ※非課税ライン以下は定額 ※就業促進特例加算なし （∵既存施策の実効性強化により「年収の壁」に対応） ※こども加算あり	同左 ※非課税ライン以下の定額支援なし （∵所得捕捉精度が向上） ※同左 ※同左
支援方法	給付のみ	同左
財源確保策	徹底した歳出入改革 → 所得税改革	同左
実施主体	国。ただし2027～2028年度は暫定的に市町村	国
勘案する所得	- 逡増：給与所得、事業所得、業務に係る雑所得 - 逡減：合計所得金額	- 逡増：同左 - 逡減：合計所得金額（金融所得、利子所得を含む） ※資産は勘案しない

5. 三位一体改革の工程

※2027～2028年度：先行導入、2029年度～：本格導入、2034年度～：最終形



6. 企業・政府が果たすべき役割

企業

- 三位一体改革は、労働供給制約の緩和を通じて企業の成長にも資する。企業は、就労促進を自らの課題として捉え、政府の取組みと歩調を合わせ、2033年度までに以下の取組みを推進
 - ① 生産性向上を通じた持続的な賃上げ（純負担率の適正化に伴い負担が増す所得層も意識）
 - ② 非正規社員の能力開発・キャリア形成支援と希望に応じた正社員化
 - ③ 支給基準に配偶者の年収制限を設ける福利厚生の見直し（家族手当など）
 - ④ 個々の事情に応じた柔軟な就業環境の整備（育児・介護・治療・家族のケア等との両立支援）
 - ⑤ 給与情報のデジタル化等を通じた税務行政のDXへの協力

政府

- 給付付き税額控除の検討を通じて明らかとなった諸課題への継続的な対応
 - ① デジタル技術の活用（技術の進展を踏まえた不断の検証と見直し）
 - ② 社会保障国民会議における継続的な議論（社会保障制度の抜本改革）
 - ③ 財政全体の持続可能性の検証（独立財政機関の設置を含む）